2018年度事業報告資料

目 次

1.	湖	••••11
2.	建築物衛生法関連事業	$\cdots 12 \sim 13$
3.	普及啓発事業	$\cdots 14 \sim 17$
4.	キャンペーン事業	••••18
5.	教育・資格事業	$\cdots 19 \sim 22$
6.	伝達媒体運営事業	· · · · · 23
7.	会員支援事業	$\cdots 24 \sim 28$

1. 調査研究事業

1-1. 契約方式に関する研究

1) 契約方式に関する研究

ビルメンテナンス契約に対する発注者の基本的な考え方を把握するため「建築物維持管理業における契約方式に関するアンケート調査」を、保全業務マネジメントセミナー(10月16日東京会場、10月30日大阪会場、11月30日埼玉会場)を利用して、官公庁発注者を対象に実施し、155件の回答を得て、官公庁発注者における性能発注方式の認知度や理解度、ビルメンテナンス契約に対するニーズなどのデータを得た。

また、全会員を対象にアンケートを実施することとして、調査項目の精査、素案を作成、 最終調整を行った上で 2019 年度に実施するための準備を進めた。

一方、月刊「ビルメン」5月号にて性能発注方式の考え方、発注者における導入事例、ビルメンテナンス事業者における取り組み事例等を特集記事として紹介し、受注者側である会員に対する情報提供と啓発を行った。

2) 入札実態調査の活用

2017 年度までに実施した入札実態調査のデータを活用するために、分析を日本環境管理 学会に委託した。同学会において「ビルメンテナンス業務の発注および入札業務に関する委 員会」が組織され、データの分析が進められた結果、「ビルメンテナンス業務の発注及び入 札業務のあるべき姿についての分析」報告書が完成した。

これをもって 2019 年度「契約方式に関する研究」事業や「適正な発注事務の普及」事業 の成果をいっそう高められるように検討を開始した。

2. 建築物衛生法関連事業

2-1. 従事者研修の実施

1) 従事者研修等の実施

公益財団法人 日本建築衛生管理教育センター(以下、教育センター)及び指定団体等との協議会を設置し、会員企業における清掃作業等の品質、技術レベルを向上させるため、次の従事者研修等の円滑な実施に向けて都道府県協会との連携を図った。

また、研修の講師を対象とした講師講習会を行い技術レベルの維持を図るとともに、貯水槽清掃作業従事者研修テキストの改訂に着手した。

- ・清掃作業従事者研修を9 県で開催した
- ・空気調和用ダクト清掃作業従事者研修を7都府県で開催した
- ・貯水槽清掃作業従事者研修を9 県で開催した
- ・排水管清掃作業従事者研修を10都府県で開催した
- ・防除作業従事者研修を6 県で開催した
- ・清掃作業従事者研修指導者講習会(企業講師研修)を40都道府県で実施した
- ・企業内研修の証明を708枚、証明した
- ・防除作業従事者研修会指導者講習会を10月に開催した
- ・貯水槽清掃作業従事者研修指導者講習会を6月に開催した
- ・清掃作業従事者研修協会講師、登録講師講習会を5月に開催した

2) 地区協会の開催支援

登録研修機関の登録更新手続き、講師追加手続きの支援を実施した。

また、弊会の登録機関のもとで地区協会が従事者研修を行う体制を見直した結果、弊会は、 2019年6月1日以降に清掃、防除各従事者研修、8月1日以降に貯水槽従事者研修の登録 機関を廃止することとし、該当する都道府県協会の登録機関申請の支援を行った。

3) 事業成長の方策

①弊会が登録機関事業として行っているダクト、排水管各従事者研修の基礎データの分析を行った結果、受講者数が大幅に低迷しているため、6月1日以降排水管清掃作業従事者研修の登録機関を廃止することとし、ダクト清掃作業従事者研修については、2019年度中に実施体制の見直しを行う。

②登録機関及び指定団体として行う従事者研修の実施体制のあり方を検討した結果、弊会は指定団体事業を強化することとし、2019 年度は講師講習会の見直し、企業講師研修の教材の充実化を図るとともに、引き続き、従事者研修の実施体制の見直し、規程改定を行う。

2-2. 環境衛生管理技術者及び監督者講習の支援

1) 会員の受講機会、受講動機の拡大、促進

定期的に開催されていない地区での開催実現に向け、愛媛協会の要望を受けて教育センターに要望した結果、建築物環境衛生管理技術者講習会の愛媛県開催を追加し、会員の受講機会増加(負担軽減)を図った。

2-3. 建築物衛生法の改正

1) 拡大対象の中規模建築物管理実態の把握

2017 年度に引き続き、特定建築物の適用範囲拡大に関する厚生労働科学研究「建築物衛生管理基準の検証に関する研究(主任研究者:国立保健医療科学院・林基哉)」および「中規模建築物における衛生管理の実態と特定建築物の適用に関する研究(研究代表者:国立保健医療科学院・小林健一)」に協力し、その基礎データ収集のための「建築物の利用者アンケート調査(夏期)」「中規模建築物の衛生状態の実態把握に関する調査」に協力した。

3. 普及啓発事業

3-1. エコチューニングの推進

- 1) エコチューニング制度の推進
- ①技術者資格認定の実施

第一種エコチューニング技術者資格講習会、試験を2地区で開催し81名を認定、第二種 エコチューニング技術者資格講習会を5地区で開催し157名を認定した。

また、一般財団法人 省エネルギーセンターが認定する「エネルギー診断プロフェッショナル」の有資格者等を対象とした認定講習、第二種エコチューニング技術者を対象とした「補足講習」を開催し、26名を「エコチューニング技術管理者」として認定した。

②事業者認定の実施

第1回認定で3事業者を、第2回認定で10事業者を認定した。一方で、認定取消の事案 (1事業者)が発生したことに伴い、現在の認定事業者数は119事業者となった。

2) 制度・技術の向上・改善

(認定事業者・技術者のレベルアップ)

第4回エコチューニング経営塾を実施し、約40名の参加を得た。IoTを活用したビルマルチ空調機のエコチューニング技術、空調冷凍機器冷媒のノンフロン化とエコチューニングへの活用、建築物維持管理環境配慮契約基本方針について情報提供し、認定事業者、技術者のレベルアップの一助とした。

第5回エコチューニング経営塾を実施し、約45名の参加を得た。エコチューニングチャレンジ40によってエコチューニング業務契約を実現した2事業者が成果を報告。

また、エコチューニングを前提とした業務を発注した静岡県藤枝市の環境政策課、エコチューニングの活用を決めた千代田区環境政策課が講演。自治体おけるエコチューニングの浸透について情報の共有を図った。

ビルメンヒューマンフェア&クリーンエキスポ 2018 (以下、フェア) の講演会企画として、「GODA®クラウド」を活用したエコチューニング実践方法を解説し、約 100 名の参加を得た。 最適な省エネルギー運転を実現するためのビル設備運転データ収集・分析手法や実践事例 について情報提供し、認定事業者・技術者のレベルアップの一助とした。

3) 制度の普及・啓発

①発注者への制度導入推進

東京都環境局が実施した「エネルギー最適化プロジェクト」において作成・公開されたビルのエネルギーコストの削減余地と省エネルギー対策の実施状況を簡易に点検可能なツールを、弊会ウェブサイトや月刊「ビルメン」で周知し、発注者が省エネ検討を行う際の利便性向上の一助とした。

地方自治体におけるエコチューニング認定制度の活用状況を調査し、地球温暖化対策地 方公共団体実行計画等で「エコチューニング」を新たに取り上げられた自治体等やその傾向 を把握するとともに、その結果の情報発信を行った。また静岡県藤枝市、東京都千代田区に 続き、東京都多摩市環境政策課とのエコチューニング導入に向けた関係性を築いた。

②対外広報・宣伝の実施

制度を広く社会に広めるため、下記のとおり対外広報・宣伝を実施した。

- ・佐賀県、千葉県が主催する地域低炭素塾(参加者はそれぞれで約40名)
- ・岩手、千葉、群馬 各県協会が主催のエコチューニングセミナーおよび講習会 (参加者は合計で約130名)
- ・日本環境管理学会九州支部と共催したエコチューニング講演会熊本開催(参加者約40名)
- フェア展示会ブース
- ・平成30年度保全業務マネジメントセミナー
- ・技術士協同組合、公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会、 一般財団法人医療関連サービス振興会、各団体主催のセミナーや勉強会
- ・「設備と管理」「BE 建築設備」におけるエコチューニング技術等に関する原稿掲載
- ・一般社団法人 東京ビルヂング協会機関紙「BUILDING TOKYO」への広告掲載

③その他短中期に実現する業務・仕組みの準備

エコチューニング業務の契約を促進するための新規事業として「エコチューニングチャレンジ40」を実施し、8事業者の参加を得て、うち3件が契約を実現した。契約に至らなかった案件も継続的な取り組みがなされており、課題や対策を把握するために、参加事業者へのヒアリングを実施している。

また、エコチューニングの実践事例や削減効果を広報するため、2019 年 1 月開催された 「第 46 回建築物環境衛生管理全国大会」の事例報告発表部門に応募し、採択された。

4) 法的位置付けの強化

環境配慮契約法の基本方針見直しに伴い設置された環境省「建築物維持管理専門委員会」 に委員を派遣した。

同専門委員会および基本方針検討会での決定に基づき、環境配慮契約法の契約類型に「建築物の維持管理」が新たに加えられた。

また、環境省が作成・公開した『建築物の維持管理に係る契約に関する基本的事項について て【環境配慮契約法基本方針解説資料】』のなかに、【参考】として「エコチューニングの活用」が記載された。

3-2. 発注者相談窓口の企画設計、開発準備

(発注者の相談ニーズの仮説設定、検証)

2018年度設定したシナリオに基づき、発注者から寄せられる相談ニーズを把握するため、過去に協会に問い合わせのあった相談内容の整理・分析の実施、そのデータを基とした相談ニーズの仮説を設定した。設定した仮説をもって複数の発注者にヒアリングし仮説の検証と精査を行った。

また本施策への会員理解を得るとともに開設後の活用を促すため、月刊「ビルメン」への記事掲載とチラシ同梱、2018年度会員支援事業説明会でのチラシの配布を行った。

さらに相談対応の仕組みとして、相談対応に応じる協力者の発掘を行うとともに、ウェブコンテンツ(Q&A)の作成を開始した。

以上をもって、発注者相談窓口を2019年7月1日に開設できるよう準備を整えた。

3-3. 適正な発注事務の普及

1) 官公庁発注者への適正な発注事務の普及

保全業務マネジメントセミナーを、全国3会場(10月16日東京153名、10月30日大阪120名、11月30日埼玉117名)で実施した。

今回は、先に改定された『建築保全業務共通仕様書・積算要領(平成30年度版)』の内容を加味して実施した。参加した発注者のうち「本セミナーが参考になった」と回答した数は253人中227人(89.7%)。開催後にアンケート等の分析を行った報告書を会員に提供した。

2) 地区協会とのガイドライン普及協力体制の確立

保全業務マネジメントセミナー以外の施策として、地区協会が地元発注者等を対象とした説明会・勉強会が開催できるよう、講師派遣や教材提供など支援を行うことを検討したが、地区協会の負担などの課題が想定以上に洗い出されたため、体制の確立には至らなかった。

3) 建築保全業務共通仕様書・積算要領(平成30年版)の周知、広報 国土交通省監修で12月21日に刊行されたことに伴い、広報と周知に協力するとともに、 会員に情報を提供した。

3-4. 医療関連サービスマーク (以下、サービスマーク) 制度への協力

1) 受付事務

一般財団法人 医療関連サービス振興会(以下、振興会)が所管のサービスマーク(院内 清掃業務)の書類受付業務、指導業務を受託した。

第73回(10月認定)は134件、第74回(2月認定)は144件、第75回(6月認定)は112件、の受付を行った。

2) 医療施設発注者へのサービスマークの普及

医療施設(病院)発注者への効果的な普及施策を企画するため、病院への認定事業者採用の普及率を分析した。

その結果、医療法で定められている 8,342 病院(厚生労働省/医療施設動態調査 2019 年 3 月末概数) のうち、有効認定事業者が受託している病院が 1,611 病院であり、普及率は 19.3%であった。

2019 年度は、認定事業者を採用していない病院の把握に努め、振興会とともに本制度の認知および採用促進を行う。

3-5. 世界連盟及びアジア連盟への参画

世界ビルサービス連盟(以下、世界連盟)に対して、日本の参画方針を「会員交流の機会確保」として明確に主張してきたが、同連盟理事会(2018年10月ロンドン/英国)にて、欧米やラテンアメリカとの意見相違が決定的になったため、議場で「脱退」を表明した。

本件に関しては、アジアビルメンテナンス連盟(以下、アジア連盟)理事会(2018年9月台中/台湾)において、韓国、台湾、上海の各協会からも事前に賛同を得ている。

これを受け、弊会理事会(2018年11月)において、世界連盟脱退の承認を得た。

一方で、「会員同士の交流」を目的として、第7回アジアビルメンテナンス大会(2019年5月台北/台湾)に日本代表団を結成して参加した。今大会では、7つの国と地域から合計213名が参加した。そのうち日本代表団は、前回大会を大幅に上回る総勢79名となった。

また、世界連盟脱退に伴い、2019年度に弊会が参加する国際大会は予定されていないが、 アジア連盟参画が外国人材活用など協会事業推進に発展する可能性もあるため注視する。 なお、第8回アジア大会は2021年に中華人民共和国の上海で開催されることが決定した。

3-6. 建築物の安全確保に関する普及啓発

既刊書籍『セキュリティ ワンポイント レッスン』の販売を通じて、建築物の安全確保に関する普及啓発を行った。

4. キャンペーン事業

4-1. ビルメンヒューマンフェアの実施

一般社団法人 日本能率協会との共催でビルメンヒューマンフェア&クリーン EXP02018 (以下、フェア) を、11月20日~22日の3日間、東京ビッグサイトで開催した。

3日間の総入場者数は、合計12,875人であった。

今回は、目的を「協会事業およびビルメンテナンス業界の提案、営業」と設定し実施した。 講演会では、会員の関心が高い「ビルクリーニング外国人技能実習制度」について、受入 に必要な要点や、雇用する際のポイント等について説明した。(聴講者数 250 人)

また、「明日のビルメンテナンスを考える対話の会」による提案(同 210 人)、エコチューニングの実践方法の提案(同 100 人)、受発注者双方からみるビルクリーニング品質インスペクター活用事例紹介(同 202 人)、病院清掃における医療機関のニーズの提案(同 181 人)など、それぞれ聴講対象(ビルメンテナンス事業者、施設管理者、所有者等)の関心を惹く企画を実施した。

イベント企画では、初の試みとなる3人1組による団体戦の「第1回ビルクリーニング・ ジャパンカップ」を開催し、プロアナウンサーの実況もあり、来場者の関心を集めた。

主催者ブースでは、来場者に協会事業を PR するとともに、来場者(会員等)のニーズを収集し、3日間で 98 件の情報を収集した。

懇親パーティは、一般財団法人 日本ビルヂング経営センターの協力を得て、経営管理士 を多数招待するとともに、同センターのとの関係構築に貢献した。

フェア開催後は、目的達成度の効果測定を行ったうえで報告書をまとめ、フェア 2019 への企画検討を開始した。フェア 2019 では第 16 回全国ビルクリーニング技能競技会の開催を予定しているため、地区予選会を開催し選手選考を行った。

4-2. ビルメンこども絵画コンクールの実施

全国規模での「ビルメンテナンス業」と「ビルメンテナンス協会」の認知とイメージ向上を目的とし、「第12回ビルメンこども絵画コンクール」を実施した。

8月1日~9月14日を募集期間として、全国さらに海外(アメリカ、オーストラリア)の小学生、園児から 9,880 点の作品が寄せられた。

10月27、28日に審査会を実施し、文部科学大臣賞、厚生労働大臣賞、環境大臣賞の3つの大臣賞をはじめとする各賞を決定した。

地元地域への影響力が強い都道府県協会の協力を得て、17 協会において表彰を実施し、 地方紙にも掲載されるなど、一定の成果があったことから、さらに目的を明確化した上で、 2019 年度事業への継続実施を決定した。

5. 教育・資格事業

5-1. ビルクリーニング技能検定の実施

1) 実施運営

①2級

学科試験を 6月 24日に実施し、実技試験を 6~7月にかけて全国 8 会場にて実施した。 受検申請者数は 545名 (2017年度より 182名増)、284名が合格した (同 91名増)。 また、2019年度受検申請の受付を行い、643名 (2018年度より 98名増)の申請があった。

②1級、3級

学科試験を11月25日に実施し、水準調整会議ならびに実技試験を10月から2月にかけて実施した。受検申請者数は1級が1,737名(2017年度より529名増)、3級が840名(同141名増)であった。

③随時級(外国人技能実習生向け)

基礎級に加えて随時3級の試験も開始し、各地区本部にて実施した。

2018 年度は基礎級 1,101 名 (2017 年度より 620 名増) の新規受検申請があり、このうち 88 名が再試験を受検した。

随時3級については、実技、学科試験両方の新規受検申請をした者が71名、実技試験の みの新規受検申請をした者が11名の計82名であった。このうち5名が再試験を受検した。

2) 普及啓発

2018年度1級、2級、3級の申請者総数は、2017年度より993名増加した結果となった。 特に、3級においては若年者の受検手数料の減免措置制度を活用し、全国の特別支援学校 (知的障がい者) ヘチラシ配布を行うなど、フェアにおいてPR活動を行った。 2019年度は、特別支援学校の受検者数の増加を評価する。

3) 収益構造の改善

- ①ビルクリーニング技能検定の経費分析を行い、赤字構造の要因を把握した。この解消には 根本的な構造改善が必要なため、短期的な対策と中長期的な対策を整理した。
- ②短期的な対策として、2020年度から2級の実施時期を後期に移動し、1級、3級と同時期に実施することで運営の効率化を図ることとした。
- ③外国人技能実習生向けの随時級については、2018年度より実施計画をあらかじめ公表し、 受検生の集約化を図るとともに、効率的な開催を実施した。

4) 事業成長の方策

ビルクリーニング技能士の普及啓発を図るため、技能士の技術者像について検討を行い、 2018年度は3級の受検者データを分析した。

2019 年度以降も引き続き、1級、2級の受検者データを分析し、技術者像を再構築する。

5-2. ビル設備管理技能検定の実施

1) ビル設備管理技能検定の実施運営

1級、2級の学科試験、実技試験を9月に東京地区、近畿地区の2会場で実施した。 受検申請者数は、1級が35名、2級が67名(合格者はあわせて33名)となり、これまで 減少傾向にあった受検申請者数が、2017年度と比較して横ばいとなった。

2) ビル設備管理技能検定の普及啓発

本制度の啓発チラシを作成し、月刊「ビルメン」を通じて広報を行うとともに、これまで 広報を行っていなかった職業訓練校や、職業能力開発センター(ポリテクセンター96 校)、 一般財団法人 建築物管理訓練センター開催のビル設備に関する初級教育受講者、指導講師 等を通じて関係機関等へ配布し、2019 年度にその結果を検証することとした。

3) 事業成長の方策

過去 5 年間分の受検者データの分析を行った結果、受検者を有する企業が会員数と比較してかなり少なく、固定化していることが判明した。

毎年受検申請を行っている企業数社に対して受検動機などのヒアリングを試み、2019 年 度以降も引き続きヒアリング件数を増やすことで、本技能検定や、設備管理の資格に関する ニーズを把握する。

2019年度は、2018年度普及啓発事業の結果検証も参考とし、技能検定改廃の結論を出す。

5-3. 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

1) 建築物清掃管理評価資格者の認定講習の実施

資格講習会は、北海道、東北、東京・関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国、九州の 8 地区で12 開催し、447名の申請があり、442名が合格した。

また、インスペクションガイドブックについては、フォローアップ講習の結果をふまえて、 2019 年度に改訂を行う。

2) 資格者メリットの創出

①フォローアップ講習(再講習)を、北海道、東北、東京・関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国、九州の8地区で13開催し、1,291名の申請があり1,272名が修了した。

②インスペクションに関わる各種情報の発信を検討したが、資格者が求める情報の精査が 完了できず、2019 年度の発信に向けて引き続き検討を行う。

3) 発注者側意向の調査、把握

本制度の利用意向やニーズについて発注者ヒアリング調査を行った結果、点検報告だけでなく、提案ができるインスペクターが求められていることを把握した。

調査結果については、発注者側の意向に関する情報として、フェアのセミナーを活用して 業界内に対して発信した。

2019 年度も引き続きヒアリング調査の件数を増やし、浸透状況の把握に努めるとともに普及につなげ、今後、テキスト改訂やフォローアップ講習に反映することとした。

4) 事業成長の方策

講習会の効率的、効果的な運営を行うために、受講者アンケート(座学講習の時間確保、 実習の充実化)に基づき、都道府県協会と連携した講習会の実施に向けて検討を行った。 これにより、e ラーニングを活用した座学講習の提供を 2020 年度から採用を目指して、 2018 年度は課題を整理し、2019 年度に具体的な準備を進める。

5-4. 病院清掃受託責任者講習の実施

1) 病院清掃受託責任者講習の実施

北海道、東北、東京・関東甲信越、中部北陸、近畿、中国、四国、九州の8 地区11 会場で開催し、新規修了者1,149 名、再講習修了者1,637 名の合計2,786名に修了証書を発行、病院清掃作業の品質と技術レベルの向上に努めた。

2) 受託責任者のレベル向上

講習テキスト『病院清掃の基本と実務』について、講習水準の維持、および受講者の技術 レベル向上を目的として、最新情報への更新、改訂に向けたワーキンググループを設置、 2019 年度講習会での活用を目指して、抜本的改訂を行った。

また、e ラーニングを活用した座学講習の提供を 2020 年度から採用を目指して、2018 年度に課題を整理したことにより、2019 年度に具体的な準備を進める。

書籍『病院清掃のマネジメント』の活用セミナーについては、2017 年度の実績をもとに 企画検討を行った結果、2018 年度の実施を見送った。

5-5. 協会講師確保、育成環境整備

1) 講師確保、育成環境整備

講師、検定委員確保の障害となっている原因を把握するとともに、これを解決するための 方策を検討した。 その結果、弊会だけでなく、同様に講師を抱える一般財団法人 建築物管理訓練センター (以下、訓練センター) とともに教育事業実施構造の再構築が必要と判断した。

2019 年度からは、両団体の各講習、研修事業の学習形態 IT 化検討を進めながら、必要な講師の数、体制を検討するとともに、訓練センターでの講師一元管理化 (専任講師制度確立) に向けて整備を開始する。

2) 委嘱状況の整備

弊会の事業協力者の推薦、委嘱方法について、過不足なく関係各者間で情報が共有できる 手順に改めた。

また、技能検定以外の事業協力者については、これまで定期的に表彰する制度が整備されていなかったため、表彰規程の改定を行った。

これにより、過去の経歴を鑑みた上で、2018年7月26日の定時総会(岐阜)表彰式にて16名を表彰した。さらに、2019年1月23日、新年賀詞交歓会にあわせ事業協力者表彰式を開催し、398名を表彰した。

6. 伝達媒体運営事業

6-1. 月刊「ビルメン」の定期発行

「会員の経営、営業に資する情報提供」を目的として意識した編集を行い、毎月発行した。 推進部会を設置、会員と発注者目線で、求められる情報を把握し、その提供に努めた。 また、「全国協会事業のプロモーション機能」としての役割を新たに設定し、協会の事業 (サービス等)を利用してもらう動機づくりを積極的に行うために、新たな企画のページを 設け、役割の実現に向けた見直しと変更を行った。

さらに、雑誌媒体にこだわらず電子媒体等の活用も見据え、収支構造の改善も図りながら、 最も効果的、効率的なプロモーションの仕組み(媒体等)を、2020 年 6 月からスタートを 目指して取り組むこととし、検討を開始した。

6-2. 情報伝達機能の強化

的確な情報発信、関係者等とのコミュニケーション促進、持続的な接点確保を含めた情報 伝達機能の強化のために、IT インフラ整備ワーキンググループにおいて、ウェブサイトの リニューアル計画、要件定義、効果の最大化、開発業者の選定などの準備を行った。

また、会員に対する的確な情報発信と情報共有の取り組みとして、弊会の事業メリットや活用方法の説明を行う「会員支援事業説明会(事業フィードバック説明会)」を全国8会場 (2019年2~4月)にて開催し、450名を超える参加者を得た。特に、参加者の関心が高く、疑問も多く寄せられた特定技能の説明では、厚生労働省生活衛生課による協力を得ながら、的確に対応することができた。

7. 会員支援事業

7-1. ビルメンテナンス・サービスの新しい仕組みの開発・推進

現状の業界に危機感を持ち、改革を志向する会員と業の価値改革(経営改革)の共同研究 開発の実現を目指して、7地区で「明日のビルメンテナンスを考える対話の会」キャラバン 企画を実施、366名が参加、66名からの共同研究開発への参加意向を得た。

また、賛同会員と具体的な共同研究開発を2019年度から行うべく、準備を進めた。

なお、当初は「全国各地に会員有志による検討組織を設置し、コンサルを活用した教育、情報提供等のサポートを行いながら、会員主導による自社および業界の改革を進める」形を想定していたが、最終的には「会員有志を加えたワーキンググループを設置し、東京に集合する形で、会員主導による自社および業界の改革を進める」形とすることとした。

さらに、e ラーニングを活用した「会員の経営改革に資する情報提供」を、2019 年度実装予定の計画とした。

7-2. 地方自治体の入札制度の運用改善

1) 「問題事例集」「入札運用改善マニュアル」の作成

入札における問題事例を纏めた「問題事例集」と、その改善策を纏めた「入札運用改善マニュアル」の第2版に向けて、モデル県との間で検討を進めた。そのうち2県については、各自治体への要望書を完成させた答申が纏まったことにより、この2県の事業が完了した。

また、モデル県での活動を通じて得られた成果については、他の都道府県協会に展開して、 それぞれが活用できるように、ノウハウ提供の準備を進めた。

2) 主要入札物件データベースの構築

2017 年度に構築した主要入札物件データベースに、新たに収集した情報を追加した。 予定価格と落札価格の時系列推移や、予定価格や落札価格の単年度上昇と下落率の分析、 国土交通省積算結果の理論値、予定価格または落札価格の乖離率の分析を行った。

成果物は個別の入札物件の施設名が探索できないように処理をしたうえで、問題事例集、 入札運用改善マニュアルと同様に、都道府県協会が広く使用できるよう整備を進めた。

7-3. 営業支援サービスの開発

発注者の潜在ベネフィット、それを提供しうる会員情報を併せレコメンドするサービス を企画し、開発に向けた目標と事業達成シナリオ、およびアクションプランを完成させた。

しかしながら、本事業成功のための重要要因として「全国協会が発注者から信頼を得る、 影響力を確保する」ことが必要であるため、まずは発注者からの信頼獲得を目指す「発注者 相談窓口の企画設計・開発準備」事業を優先して進めた。

また、発注者相談窓口が2019年7月1日に開設されることに鑑みて、本窓口を活用した発注者ベネフィットを収集、蓄積する仕組みを計画した。

7-4. 各種保険の加入勧奨

会員への本保険の加入メリットの浸透を図るために、加入の支援(見積促進等)を行い、 モデルケースとして8月28日に秋田県協会で、さらに2月15日に長野県協会で説明会を 開催して情報提供を行った。

また、月刊「ビルメン」を活用したプロモーションを行うべく、2019 年度に向けた企画 検討を開始した。

7-5. 人材不足対策に資する情報の提供

求人、募集技術の向上支援として、11 月 20 日にフェア内特別企画としてディップ(株)協力のもと「『働き方改革』は『雇い方改革』」セミナーを開催し、48 名の参加を得た。

また、外国人技能実習生および特定技能に関する情報提供として、5月24日「ビルメンテナンス業界が直面する喫緊の課題にどう対処すべきかー失敗・成功事例から学ぶ外国人受け入れ成功の鍵」と題したセミナーを、ビルクリーニング外国人技能実習支援センターとの連携、および(株)オービック特別協賛のもとで実施し、198名の参加を得たため、今後も継続開催することとして、次回のテーマ選定等の協議を進めている。

さらに、月刊「ビルメン」を通じて、地域若者ステーション(サポステ)の活用による未 就業者雇用に資する情報提供として、2019年3月号以降に記事を掲載した。

7-6. 外国人技能実習制度の活用促進

会員が外国人技能実習制度を活用できるよう、会員の加盟メリットの最大化を図るため、 以下の事業を実施した。

1) 会員への技能実習生採用支援

一般財団法人 建築物管理訓練センターと連携して、同センター内に「ビルクリーニング 外国人技能実習支援センター(以下、支援センター)」を設置した。

フェア (11月 21日) の講演会企画や、会員支援事業説明会を活用して、技能実習制度の活用を希望する会員に支援センターへの登録をよびかけ、サービスの提供を開始した。

2月~5月にかけて行われたビルクリーニング外国人技能実習指導者講習会は、621名の 受講者が参加し、2019年5月末日時点で会員25社が登録した。

また、2018 年 10 月に、会員を対象としたビルクリーニング外国人雇用等に関する調査を 行い、外国人技能実習生のほか外国人雇用も含めて広く会員の意識を把握した。

2019 年度は、支援センター事業が会員にとって加盟メリットに繋がっているか検証する。 なお、支援センターは 2019 年 6 月 1 日、「ビルクリーニング外国人材受入支援センター」 に改名した。

2) ビルクリーニング職種の技能実習制度の所要の整備

会員が技能実習制度をより活用しやすくすることを目的とし、厚生労働省海外人材育成 担当参事官室との協議を経て専門家会議にて審議され、2019年3月14日に審査基準の改正 (技能実習3号の整備;最長5年の実習が可能)が認められた。

なお、会員の要望を受けて、実習生の実習現場として共同住宅の共用部の追加を提案し、 あわせて認められた。

3) 新たな外国人材の対応

2018 年 6 月 15 日、「経済財政運営と改革の基本方針 2018~少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現~」(骨太方針)が閣議決定され、外国人材の受入れを拡大するため、雇用を目的とした新たな在留資格の創設に向けた議論が開始された。

当業界も対象となるように、ビルメンテナンス議員連盟を通して意思表明を行い、法務省および厚生労働省生活衛生課と連携を取りながら、ヒアリング、調査などの対応に努めた。

12月25日に「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」が閣議決定され、ビルクリーニングも本制度(特定技能1号)の対象とされるとともに、弊会は、ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験実施団体として厚生労働省生活衛生課から指定を受けた。決定以降は、ビルクリーニング分野特定技能協議会への協力、ビルクリーニング分野特定技能 1号評価試験問題の検討、会員に対する特定技能のニーズ調査を実施し、会員の理解の促進をはかるとともに、支援センターにも協力を呼び掛けながら、制度の円滑な運用開始に向けて準備を行った。

7-7. 正会員入会活動の促進

入会促進のために、都道府県協会の入会活動の支援に重点を置き、申請のあった 25 協会の入会数に応じて 1 社 5 万円の助成を 16 協会に対して行った。

また、都道府県協会からの意見を分析し、入会時の費用負担の軽減を実施することとして、会費規程実施細則を定め、「正会員の入会金については、当面の間、徴収しないものとする」ことを決定した。実施細則は2019年6月1日から施行し、会員増加に向けた具体的施策のとして入会促進を図る。

7-8. 会員(都道府県協会)と連携した社会貢献活動の促進

ビルメンテナンス業の社会的評価を高める社会貢献活動について、24 協会から助成金の申請があったため、審査を行った上で助成し、各協会との連携を強化した。

また、活動内容は、月刊「ビルメン」に掲載するなど、他の地区に共有した。

7-9. 会員経営、協会運営等に資する情報の提供

1) 会員実態調査の実施

前回までの調査実施の問題点を洗い出し、調査票改訂などの変更を行った上で、第 49 回 実態調査を実施した。

大きな変更点として、調査委託会社の変更、調査項目の簡略化、インターネット回答の実施などを試みたが、結果として回答率は目標の50%には及ばず、38%に留まった。

また、調査報告書は『ビルメンテナンス情報年鑑 2019』として3月に発行した。

報告書では、調査結果の列記だけでなく、推察される業界の実態と会員企業の抱える課題などを分析したレポートを記載した。

2019 年度はさらなる改善を図り、調査結果が協会の事業計画の立案に活用されることによって、調査に回答する意義を会員が感じられるよう周知し、回収率の向上を目指す。

2) 災害復興全国体制・協定の策定

全国ネットワークを活用した災害復興全国体制を築き、会員と協会が社会(国民、行政、 自治体等)からの信頼を獲得することを目的に、下記の事業を実施した。

①避難所衛生マニュアルの作成・配布 (2018年7月)

自治体との関係性強化を目的に、災害発生後からの一定期間「地域住民や自治体職員が自助努力で衛生を確保できる」「誰が清掃作業を行っても最低限の衛生環境が維持できる」ことに視点をおいた『避難所衛生マニュアル』を策定し、国、都道府県、市区町村等の自治体および会員へ寄贈した。

その結果、自治体や会員から追加注文等の反応、評価が得られた。

②災害時応援協定策定マニュアルの作成(2019年5月)

「災害時応援協定書モデル (2018 年 5 月策定)」を、より実効性を高めて利用、運用することを目的としたマニュアルを作成した。

本マニュアルは、災害時応援協定未締結の協会においては締結のための参考として、既に 締結済みの協会においては協定内容の見直しに活用できる内容とした。

③災害時応援業務中の傷害保険(2019年6月)

協定に基づく災害時応援業務中に、クリーンクルーが怪我等の事故に遭った場合に保障する保険を設定して加入し、会員の災害時応援業務におけるリスク低減を図った。

3) 労働災害防止の指導・支援

①労働災害防止に資する情報の提供

都道府県協会が実施する安全衛生大会への労働災害防止に資する情報提供を行った。

また、中央労働災害防止協会と公益社団法人日本保安用品協会の協力を得ながら、2019年2月から義務化されたフルハーネス型安全帯については、11月のフェアにて体験ブースを設置し、130名の参加を得た。

②労働災害発生報告システムの運用

2012年度から運用している本システムを継続し、毎月、各地区本部に報告を行った。 さらに、各都道府県協会が 2019年度に開催する安全衛生大会において、システムが活用されるよう情報提供を行った。

7-10. IT インフラ整備の実施

弊会事業の成果最大化、業務の効率化、事業遂行基盤の強靱化の機能を実現するために、ロードマップ作成に向けたワーキンググループを設置し、検討対象の整理と分析を進めた。システム構成図とともに、各事業におけるシステム化要素を抽出し、ロードマップの第1版を完成させた。

これにより、分野毎にシステム検討を行い、優先順位の高いシステムの開発から着手する 計画を立案し、開発に着工できるよう準備を進めた。

2019年度は、ロードマップに沿った開発を進め、利用可能なシステムの実現を目指す。

7-11. 東京オリンピック・パラリンピックへの協力

2018年の定時総会(岐阜)における決議を踏まえ、弊会にて想定した協力内容をもとに会員協力状況を把握するためのアンケートを実施した。

また、東京オリンピック・パラリンピックへの協力の現実的な対応にあたり、東京協会、神奈川県協会、埼玉県協会、茨城県協会、千葉県協会、訓練センターと協議した。

これによりビルメン事業共同事業体を2月に設立し、今後の対応を図ることとした。

なお、ビルメン事業共同事業体にて、各々の役割と義務及び事業運営に伴う分担金(弊会は 1,000 万円とした。)等を定めた協定書を締結した。

以上